

令和2年（2020年）4月に 就職を予定している留学生の方へ

名古屋出入国在留管理局

令和2年（2020年）3月に大学等を卒業し、4月から就職することを予定している留学生の方は、次の点に留意して在留資格変更許可申請手続きを行って下さい。

毎年、就職間近になって手続きをとる方がいますが、余裕を持って早めに行ってください。

記

1 申請受付開始日

令和元年（2019年）12月2日（月）から受け付けします。

ただし、在留期限が令和2年（2020年）2月28日までの方は、先に在留期間更新許可申請を行い許可を受けた後に、別途在留資格変更許可申請を行ってください。

2 審査結果について

審査の結果は、許可の場合は「2月下旬」、不許可の場合は随時ハガキで通知します。出頭する際は、ハガキに書かれたものを持参して下さい。

なお、**卒業証明書又は卒業証書の写し（A4サイズに縮小）**を必ず持参して下さい。

また、卒業できなかつた場合、別の手続きが必要になる場合がありますので、必ず申し出て下さい。